

矢掛町 子育て世帯タクシー利用券助成事業について

🔊 妊婦さん, こどものいる家庭に対し

タクシー利用券を交付します!



令和6年4月1日
スタート!

内容

- ▶▶ タクシー券600円分×2枚×月数を交付
妊婦さんは(申請月～出産予定月)×2枚を交付

利用できる場面

- ▶▶ 妊婦検診・こどもの病院受診・産後ケアの送迎
こどもの習い事・塾・部活・療育機関等の送迎
買い物・お出かけ など

タクシー会社

事業者名	電話番号
(有)東タクシー	0866-84-8037
(株)二葉観光運輸タクシー	0866-83-1818

Q&A

Q. タクシー券を失くしてしまいました。再発行は可能ですか？

A. 紛失した場合の再発行はできません。破損・汚損の場合は、その券と引き換えに再発行が可能ですので、役場こどもみらい課にご持参ください。

Q. こどものチャイルドシートはどうすればいいですか？

A. タクシー乗車時には、道路交通法におけるチャイルドシートの使用義務は免除されています。安全に乗車するために、保護者はシートベルトを確実に着用し、乳幼児は年齢に応じて抱っこする等の対応をお願いします。

Q. こどもを乗車させる時に注意する事はありますか？

A. こどもが車内で動き回ったり、揺れで転倒しないよう、しっかりと固定するか座らせてください。状況によっては、こどもだけの乗車をお断りする場合があります。また、こどもがドアに挟まれないようご注意ください。

対象者

- ▶▶ 母子手帳の交付を受けている妊婦さん
- ▶▶ 0歳～18歳の児童
- ※利用者(対象者本人)が乗車
していれば、家族の同乗が可能です。

申請方法

- ▶▶ 役場こどもみらい課へ申請書を提出
- ▶▶ オンラインで申請

オンライン申請の場合は右のQRコードを読み取ってください



【申請・お問合せ先】

矢掛町役場 こどもみらい課

電話：0866-82-1060

平日窓口受付時間：8:30～17:15